(下線部分が変更箇所)

新

1. (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日 以後に利息とともに支払います。ただし、こ の貯金は、通帳または証書記載の満期日<u>(満</u>期日が休日の場合は満期日を起算日として翌 営業日)に自動的に解約し、利息とともにあ らかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱 い(以下、「自動解約扱い」といいます。)も できます。

2.

(省略)

3. (利息)

(1)

(省略)

- ① 利息の支払が1か月ごとの場合 預入日の1か月ごとの応当日を中間利 払日とし、預入日または前回の中間利払 日からその中間利払日の前日までの日数 および約定利率によって計算した中間利 払額(以下、「中間払利息」といいます。) を利息の一部として指定口座へ入金しま す。約定利息から中間払利息(中間利払 日が複数ある場合は各中間払利息の合計 額)を差引いた利息の残高は、満期日(満 期日が休日の場合は翌営業日)に指定口 座へ入金します。
- ② 利息の支払が2か月ごとの場合 預入日の2か月ごとの応当日を中間利 払日とし、預入日または前回の中間利払 日からその中間利払日の前日までの日数 および約定利率によって計算した中間払 利息を利息の一部として指定口座へ入金 します。約定利息から中間払利息(中間 利払日が複数ある場合は各中間払利息の 合計額)を差引いた利息の残高は、満期 日(満期日が休日の場合は翌営業日)に 指定口座へ入金します。
- ③ 利息の支払が3か月ごとの場合 預入日の3か月ごとの応当日を中間利 払日とし、預入日または前回の中間利払 日からその中間利払日の前日までの日数 および約定利率によって計算した中間払 利息を利息の一部として指定口座へ入金

旧

1. (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日 以後に利息とともに支払います。ただし、こ の貯金は、通帳または証書記載の満期日に自 動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定 された貯金口座へ入金する取扱い(以下、「自 動解約扱い」といいます。) もできます。

2.

(同 左)

3. (利息)

(1)

(同 左)

- ① 利息の支払が1か月ごとの場合 預入日の1か月ごとの応当日を中間利 払日とし、預入日または前回の中間利払 日からその中間利払日の前日までの日数 および約定利率によって計算した中間利 払額(以下、「中間払利息」といいます。) を利息の一部として指定口座へ入金しま す。約定利息から中間払利息(中間利払 日が複数ある場合は各中間払利息の合計 額)を差引いた利息の残高は、満期日に 指定口座へ入金します。
- ② 利息の支払が2か月ごとの場合 預入日の2か月ごとの応当日を中間利 払日とし、預入日または前回の中間利払 日からその中間利払日の前日までの日数 および約定利率によって計算した中間払 利息を利息の一部として指定口座へ入金 します。約定利息から中間払利息(中間 利払日が複数ある場合は各中間払利息の 合計額)を差引いた利息の残高は、満期 日に指定口座へ入金します。
- ③ 利息の支払が3か月ごとの場合 預入日の3か月ごとの応当日を中間利 払日とし、預入日または前回の中間利払 日からその中間利払日の前日までの日数 および約定利率によって計算した中間払 利息を利息の一部として指定口座へ入金

旧

します。約定利息から中間払利息(中間 利払日が複数ある場合は各中間払利息の 合計額)を差引いた利息の残高は、満期 日<u>(満期日が休日の場合は翌営業日)</u>に 指定口座へ入金します。

④ 利息の支払が6か月ごとの場合 預入日の6か月ごとの応当日を中間利 払日とし、預入日または前回の中間利払 日からその中間利払日の前日までの日数 および約定利率によって計算した中間払 利息を利息の一部として指定口座へ入金 します。約定利息から中間払利息(中間 利払日が複数ある場合は各中間払利息の 合計額)を差引いた利息の残高は、満期 日(満期日が休日の場合は翌営業日)に 指定口座へ入金します。

(2)

(省略)

(4)

4. (貯金の解約、書替継続)

(1)

(省略)

(3)

(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書 扱いのときは、満期日<u>(満期日が休日の場合は翌営業日)</u>に元利金をあらかじめ指定 された貯金口座に入金した後は、この貯金 の証書は無効となりますので、直ちに当店 に返却してください。

(5)

(省略)

5.

(省略)

15.

以 上 (令和6年4月1日現在) します。約定利息から中間払利息(中間 利払日が複数ある場合は各中間払利息の 合計額)を差引いた利息の残高は、満期 日に指定口座へ入金します。

④ 利息の支払が6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残高は、満期日に指定口座へ入金します。

(2)

(同左)

(4)

4. (貯金の解約、書替継続)

(1)

(同 左)

(3)

(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書 扱いのときは、満期日に元利金をあらかじ め指定された貯金口座に入金した後は、こ の貯金の証書は無効となりますので、直ち に当店に返却してください。

(5)

(同 左)

5.

(同 左)

15.

以 上 <u>(令和4年4月1日現在)</u>